

第 12 回

角田市農業委員会総会議事録

令和6年5月27日

第12回角田市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年5月27日(月) 午後1時25分～午後2時45分

2. 場 所 角田市役所 301会議室

3. 議事日程

- | | | |
|----|--------|--------------------------------------|
| 第1 | 報告第25 | 合意解約について |
| 第2 | 報告第26 | 農地形質変更届出について |
| 第3 | 第55号議案 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 第4 | 第56号議案 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 第5 | 第57号議案 | 非農地証明願いについて |
| 第6 | 第58号議案 | 農用地利用集積計画について |
| 第7 | 第59号議案 | 角田市農業委員会における令和5年度最適化活動の
点検・評価について |

4. 出席委員 (14名)

- | | | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 阿部 實 | 2番 | 笹森 裕市 | 3番 | 山本 重人 | 4番 | 阿部 和郎 |
| 5番 | 加藤 隆 | 6番 | 星 政広 | 7番 | 加藤 久子 | 8番 | 森 富夫 |
| 9番 | 熊谷 繁寿 | 10番 | 穴戸 明美 | 11番 | 遠藤 信悦 | 12番 | 堀米 一郎 |
| 14番 | 小丸 等 | 15番 | 遠藤 裕一 | | | | |

5. 欠席委員 (1名)

- 13番 佐藤進一郎

6. 説明等のための出席者 (3名)

事務局

局長 玉手 良宏 主幹 藤巻 和広 主事 藤林 和希

7. 議事参与を制限された委員 (1名)

- 第58号議案 阿部 和郎委員 8番 9番 10番

議 事

議 長

それでは定刻より早いですが、ただいまから第12回角田市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、佐藤進一郎委員から欠席の届出がございました。

本日の出席委員は、14名でございます。

(会長あいさつ)

(局長より前回総会後から次回総会までの経過・予定報告)

議事に入る前に、議事録署名委員の指名ですけれども、私の方から指名してよろしいですか。

(「はい」の声あり。)

それでは、議事録署名委員に9番熊谷繁寿委員、10番穴戸明美委員を指名いたします。よろしくお願いします。

それでは報告に入ります。

報告第25 合意解約について

農地法第18条第6項の規定による通知があったので下記のとおり報告する。

令和6年5月27日報告 角田市農業委員会 会長 遠藤裕一

以後、年月日、報告者名及び提出者名の読み上げを省略いたします。

事務局の説明をお願いします。

主 議 事 長

(報告事項朗読説明)

説明は、終わりました。質問はございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、次に移ります。

報告第26 農地形質変更届出について

角田市農地形質変更届出指導要綱第4による農地形質変更届出書の提出があったので下記のとおり報告する。

事務局の説明をお願いします。

係 議 長 長

(報告事項朗読説明)

説明は、終わりました。質問はございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、報告を終わらせていただきます。

続きまして、議案の審議に入ります。

第55号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

譲渡人

譲受人

外5件より、頭書の規定による所有権移転及び賃貸借権設定の許可申請があったので許可、不許可を決定するものとする。

事務局の説明をお願いします。

主 議 事 主 事

(議案事項朗読説明)

説明が終わりました。現地確認を頂いております。

欠席者がいるため、すべて事務局から報告をお願いします。

5件について農地利用最適化推進委員の方々に現地調査をお願いして、報告書の方をいただいていたのですが、今日は、都合がつかないとのことで欠席していますので、私の方で現地調査調書の方を代読させていただきます。

1番の案件です。5月17日午後3時頃、現地調査を行っております。場所は、[]から東に150mほど入っていた畑になっております。現状は管理休耕状態となっております。

道路より1mほど高くなっていて排水等の心配は特段ございません。

地域の調和性についても特段支障がないため、権利取得に当たっては問題ないものと思われるということで柄目農地利用最適化推進委員より報告していただいております。

3番の案件です。5月17日午後1時頃より佐藤農地利用最適化推進委員の方で現地確認を行っております。

場所につきましては、[]から西に300mぐらい入ったところの田になっております。

こちらは耕作地となっております、作付管理されております。

こちらについては、地域との調和要件を欠く条件は特にないということで権利取得にあっては問題ないということで確認いただいております。

北沖については、こちらの田から北の方に約1km離れた堤外地にある畑になりますけれども、こちらについても耕作地となっております、地域との調和要件についても特に支障がないということで、権利取得に当たっては問題ないということで報告いただいております。

4番の案件です。5月23日午前11時40分頃馬場農地利用最適化推進委員より現地確認を行っていただいております。

場所につきましては、[]から、西に500mぐらい行った畑となっております。

現状は作付けされていまして、馬鈴薯とかが植わっていて管理されている土地になっているということです。

隣が今回取得される方の家ということで、権利取得に当たっては特段問題ないのではないかということで報告いただいております。

5番の案件です。

5月19日9時頃より現地調査を今野農地利用最適化推進委員の方で行っていただいております。

場所は、[]のある交差点から北西に300mぐらい入った土地となっております。

こちらについても譲受人の両隣の農地ということで、耕作されておりまして、地域との調和性を欠く要件も特段ないということで、権利取得に当たっては問題ございませんということで調査書の方をいただいております。

6 番の案件です。

5 月 23 日午後 2 時頃より、笠松農地利用最適化推進委員から現地調査をいただいております。

場所は、[] を [] からの [] 方面へずっと行きまして、[] へ約 600m 行った畑になっています。現在、耕作地となっております、権利取得に当たっては、地域との調和要件を欠くものも特段ないということで、賃貸借権を設定することは問題ないということで、報告をいただいております。

以上です。

議 長

ご苦労様でした。

現地確認の報告が終わりました。

質疑に入ります。質問ございませんか。

はい、阿部 實委員。

阿 部 実
委 員
主 事

売買から 1 年以内は貸し借りすることができないが、贈与についても同様ですか。

権利取得にあたっては、基本的には贈与も売買も同じになっています。

議 長

他にございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、お諮りいたします。

許可することで、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしということで、第 55 号議案について許可することに決定いたしました。

続きまして、第 56 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について を議題といたします。

譲渡人 [] []

譲受人 [] []

外 6 件より、頭書の規定による所有権移転及び賃貸借権設定の許可申請があったので許可、不許可の意見を決定するものとする。

事務局の説明をお願いいたします。

係 長
議 長

(議案事項朗読説明)

説明が終わりました。

現地調査を頂いております。

1 番を事務局、2 番を山本重人委員、3 番を遠藤信悦委員、4 番、5 番を森富夫委員、6 番を加藤久子委員、7 番を星政広委員に

お願いいたします。

係 長

まず1番を事務局からお願いいたします。

1番の案件になります。

5月23日の午前11時10分頃局長と私の方で確認いたしました。

場所は、[REDACTED]から南東に直線距離にして約150m離れた畑になります。

周辺は、住宅敷地として開発していることから、特に問題はございません。また、万が一何か発生したときには対応するように話をしております。

以上です。

議 長

ご苦労様でした。

それでは、2番を山本重人委員からお願いいたします。

山本重人
委 員

ご報告いたします。

調査日は、5月23日午前9時15分頃、全体調査委員の阿部和郎委員と加藤隆委員、門馬農地利用最適化推進委員、事務局から局長と係長、[REDACTED]から担当者2名と私の8名で現地を確認しました。

場所は、[REDACTED]から北へ直線距離500mくらいのところであり、市道からちょっと狭い通路を少し上ったところの畑になります。

ここは、大きな土地だったんですが、そこを分筆して太陽光発電施設を設置したいということでした。

平らな畑で草刈はされていますけども作付けされていないところで、若干、低い草が生えていました。

隣接地の影響ですけども、自然排水で土側溝があるので問題ないと思います。

それから、南角に隣接地から伸びている木（枝）がありまして、切る際は所有者とお話しして問題ないように対応するとのことでした。皆様の慎重審議をお願いいたします。

以上、報告終わります。

議 長

はい、ご苦労様でした。

3番を遠藤信悦委員お願いします。

遠藤信悦
委 員

9月23日の9時から現地調査を行っております。

場所につきましては、[REDACTED]から、南の方に500mぐらい行ったところになります。

全体調査委員の阿部和郎委員、加藤隆委員、[REDACTED]から2名、事務局から局長、係長、それから私と門馬農地利用最適化推進委員と見てまいりました。

地目は畑と田となっておりますが、ほぼ一面、畑という感じで、管理状態の畑となっております。

地域との調和につきましても、さほど影響ないのかなと判断して

まいりました。

あと草刈りについては、年3回、草を刈って管理していただくということで、特段支障ないのかなと判断してまいりました。

以上です。よろしくお願いします。

議長

はい、ご苦労様でした。

続いて4番、5番を森富夫委員からお願いいたします。

森富夫
委員

それでは4番目、5月23日の9時40分頃に全体調査委員の阿部和郎委員と加藤隆委員、佐藤農地利用最適化推進委員、事務局の局長、係長、それから[]から1名、私の計7名で見えてまいりました。

場所はですね、[]の山側の300mぐらいに[]があるんですけども、その脇の耕作されてない田です。管理はされていまして、特に問題ないと判断してきました。

5番目です。

こちらは、[]のすぐ脇になります。

排水は、現在の排水路を使い、住民その他には特に影響ないと思います。以上です。

議長

はい、ご苦労様でした。

続いて6番を加藤久子委員からお願いいたします。

加藤久子
委員

6番について報告させていただきます。

調査日は、5月23日の10時10分頃、全体調査委員の阿部和郎委員、加藤隆委員、黒田農地利用最適化推進委員、局長と係長、私、相手側は[]から2名、そして司法書士1名の計9人で調査してきました。

場所は、[]から南の道路を東に200mぐらい直進しますとクランクがありますが、その手前の左側に今回の依頼人の自宅があり、その南側が現場となります。

以前は田でしたけれども、現在は何もしておらず、多少の草は生えていました。

太陽光ということで柿の木が6本ぐらい大木となっておりますので、日当たりが悪いんじゃないかっていうことを[]に尋ねましたところ、伐採しますということでした。

別に太陽光ということで、支障はなく、排水は自然排水ということです。皆様方の審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長

はい、ご苦労様でした。

続いて7番を星政広委員からお願いいたします。

星政広
委員

それでは、7番について報告いたします。

調査日は、5月23日の10時30分から全体調査委員の阿部和郎委員、加藤隆委員、事務局から局長、係長、それから私[]から担当者2名の計7名で行いま

した。

場所は、[]の交差点から[]方へ向かい1 kmくらいにある[]を渡り、そこから約100 m行ったところを南に向かい、約500 m進んだところの[]にあります。地目は、田と畑になっています。

休耕地となっており、草が生えている状態で、特に田は湿地状態になっていました。

[]によると、土壤改良とかは行わず、現状のままで設置したいと言っていました。

そのすぐ北隣の土地に、太陽光パネルを設置していますが、田が低い分、水溜りは発生していました。

今回も、田の部分は排水できないのではないかと思います。

隣接の作付けしている田の耕作者から見れば、太陽光発電設備ができて、草刈りとかしてもらえれば、害虫の心配もなくなるため、特に問題はないと思います。

草刈りについては、年3回の他に、要望があれば、その都度対処しますということでした。

ご審議をお願いいたします。

議 長

はい、ご苦労様でした。

現地確認の報告が終わりました。質問ございませんか。

それでは私の方から5番の案件について、[]に太陽光パネルを設置するということは問題ないということによろしいのですか。

議 長

はい。

ありがとうございました。

他にございませんか。

はい、阿部和郎委員。

阿 部 和 郎
委 員

7番の現地調査を行ったときに感じたことですけれども、かなり水はけが悪いので、どこかの工事残土等を利用して地盤を少し高くしてから計画した方が綺麗に移行できるのになっていうふうに思いました。

議 長

ありがとうございました。

今、阿部和郎委員の方から発言があったように、今後、このような案件が出てきた場合は、この辺もきちっと業者の方と話をさせていただきたいというふうに思います。

他にございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、お諮りいたします。

許可相当の意見を付して、宮城県知事に提出することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

はい。異議なしということで、第56号議案について、許可相当の意見を付して、宮城県知事に提出することに決定いたしました。

それでは、次に移ります。

第57号議案 非農地証明願いについて を議題といたします。

願出人

より、非農地証明願いの提出があったので、その適否を決定するものとする。

事務局の説明をお願いいたします。

(議案事項朗読説明)

現地確認をいただいております。

山本重人委員よりお願いいたします。

それではこの件について、ご報告いたします。

先ほどの第56号議案の2番の案件と同じで、日時と場所は同じです。

ここは先ほども説明しましたとおり、分筆をして■は太陽光発電設備ということで、先ほどの議案にありましたけども、それ以外の■、■、■です。

■は、南の方に■があるんですが、そこからずっと上がっていくと■で、■、■は家に向かって通路があるのですが、その脇の部分です。

ここは、■からこういう形になっていたということです。先ほどの通路ですが、平成10年に舗装されているということです。農地として使えないと見てまいりました。その他のところは畑として使っているようです。

以上、ご報告終わります。

ご苦労さまでした。現地確認の報告は終わりました。

質問ございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、お諮りいたします。

適当と決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

はい。異議なしということで、第57号議案については、適当と決定いたしました。

続きまして、第58号議案 農用地利用集積計画について を議題といたします。

所有権の移転をする者

所有権の移転を受ける者

外26件に係る農用地利用集積計画について、令和6年5月10日付けで角田市長より旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により適否

係 長
議 長
山 本 重 人
委 員

議 長

の決定を求められたので、その適否を決定するものとする。

関係者がおりますので、8番、9番、10番を除いて、事務局の説明をお願いいたします。

主
議

事
長

(議案事項朗読説明)

関係者分を除いて、説明は終わりました。

ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようなので、関係者分を除いて、適当と決定することでご異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

はい。異議なしということで、第58号議案につきましては、関係者
分を除いて、適当と決定いたしました。

それでは阿部和郎委員の退室を求めます。

はい。

事務局の説明をお願いいたします。

主
議

事
長

(議案事項朗読説明)

説明は終わりました。

ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようなので、8番、9番、10番について、適当と決定すること
でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

はい。異議なしということで、第58号議案のうち、8番、9番、10
番につきましては、適当と決定いたしました。

阿部和郎委員入室をお願いします。

議

長

続きまして、第59号議案 角田市農業委員会における令和5年度最
適化活動の点検・評価について を議題といたします。

農業委員会による最適化活動の推進等について(令和4年2月2日
付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知)第1の3の(1)の②
のイ及び、第1の3の(2)の規定により、別紙のとおり角田市農業
委員会における令和5年度最適化活動を点検・評価するものとし
る。

事務局より説明をお願いします。

局
議

長
長

(議案事項朗読説明)

ありがとうございました。

なかなか記載するというのが、やはり面倒ということで記載し
ていない方も多々おられるかとは思いますが。

只今、局長より説明をいただきました。

質問ございませんか。

(「なし」の声あり。)

別紙様式4のとおり、点検・評価することでご異議ございませ

か。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしということで、第59号議案について、別紙のとおり、点検・評価いたしました。

以上をもちまして、上程されました議案は全て終わりました。

その他に入ります。

農地転用等に係る全体の現地調査員当番表と、令和6年度職員録の配布について、局長の方からお願いをいたします。

局 長

はい。それでは、私の方から2点ご説明させていただきます。

(農地転用許可申請に伴う全体委員現地調査当番表について)

(職員録について)

議 長

続きまして、係長から、タブレット操作研修会の開催についてをお願いいたします。

係 長

はい。

(タブレット操作研修会について)

以上になります。

議 長

農地利用最適化推進委員については、どのようにするのですか。

係 長

本日、通知を発送しますので、そちらで確認いただくことにしております。

議 長

次に事務局から、令和6年度田畑売買価格等に関する調査について ということをお願いします。

主 事

(令和6年度田畑売買価格等に関する調査について)

皆さんの方分からないことがあれば、事務局の方に直接ご連絡いただければと思いますのでご協力のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長

只今報告がございました。

何かお聞きしたいということがあれば、お願いします。

議 長

他に何かございませんか。

(「なし」の声あり。)

それでは、総会の一切を終了したいと思います。

閉会の挨拶を、阿部實職務代理者からお願いします。

(職務代理者あいさつ)

阿部實職務
代 理 者

午後2時45分終了

角田市農業委員会会議規則第30条第3項に規定に基づき、ここに署名する。

令和6年5月27日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____